

地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程

平成28年4月1日

規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の看護師の雇用を促進するため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する大学又は第21条第2号に規定する学校（以下「養成施設」という。）に在学する学生で、看護師の資格を取得後、法人での就業を希望する者に対し奨学金を貸与することにより修学を支援し、もって、法人における看護師等の確保及び看護体制の強化・充実を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、養成施設に在学する学生で、看護師の資格を取得後、法人での就業を希望する者とする。ただし、類似の奨学金（看護師等として特定の病院等に勤務することを条件とした奨学金をいう。）を既に受給している者又はこれから受給しようとする者は対象外とする。

(貸与期間及び貸与額等)

第3条 奨学金を貸与する期間は、貸与を決定した日の属する年度の4月から、卒業する日の属する月までとする。ただし、在学する養成施設が定める正規の修学年限の範囲内とする。

2 奨学金は、月額60,000円とする。

(貸与の申請)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 養成施設の在学証明書
- (3) 現に1年以上在学している者にあつては、前学年の学業成績証明書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 申請者は、前条の申請にあたり、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める連帯保証人を立てなければならない。

- (1) 未成年者である場合 保護者（親権を有する者又は未成年後見人）1名を含む2名の連帯保証人
- (2) 成年者である場合 その父母兄弟又はこれらに準ずると理事長が認めた者1名を含む2名の連帯保証人

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第6条 理事長は、第4条の規定により申請書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第7条 奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、奨学金の貸与に関する誓約書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取り消し)

第8条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき。
- (7) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸与の停止)

第9条 理事長は、奨学生が休学したとき又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を停止する。

(返還免除)

第10条 奨学生が、当該養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、かつ、直ちに法人の看護師等として採用され、引き続き奨学金の貸与を受けた期間（以下「奨学金貸与期間」という。）に相当する期間、業務に従事したときは、貸与を受けた奨学金の全額を返還免除するものとする。ただし、業務従事期間中において、負傷又は疾病による休職、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は、当該業務従事期間から除くものとする。

- 2 前項ただし書きの業務従事期間から除く期間は、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から事由の消滅した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までとする。
- 3 第1項の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(返還)

第11条 奨学生が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、貸与を受けた奨

学金に利息を付した額を一括返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により、奨学金の貸与の決定が取り消されたとき。
 - (2) 当該養成施設を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに看護師等の免許を取得できなかったとき。
 - (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに法人の看護師等として採用されなかったとき。
 - (4) 法人に採用後、前条第1項に規定する業務従事期間、業務に従事しなかったとき。
- 2 前項の利息の額は、返還すべき奨学金の額に年3%の割合を乗じた額とする。ただし、やむを得ない事情があると理事長が特に認めた場合は、利息を免除することができる。

(返還の猶予)

第12条 奨学生が、災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であるときは、その間、奨学金の返還を猶予することができる。

- 2 前項の規定による奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(様式第4号)にその事実が確認できる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年10%の割合を乗じて計算した額の延滞利息を支払わなければならない。ただし、延滞利息に100円未満の端数があるとき又は延滞利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、奨学金の貸与に関する届出書(様式第5号)にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 退学、休学又は復学したとき。
 - (2) 停学等の処分を受けたとき。
 - (3) 卒業したとき。
 - (4) 看護師等の免許を取得したとき。
 - (5) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更が生じたとき。
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、奨学金の貸与に関する届出書(様式第5号)にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 3 奨学生は、奨学金の貸与を決定された期間中、毎年、4月末日までに、奨学金の貸与に関する届出書に前学年の学業成績証明書を添えて、理事長に届け出な

なければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月11日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程の規定は、この規程の施行の日以降の奨学生に係る奨学金について適用し、同日前に決定した奨学生に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年6月17日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程の規定は、この規程の施行の日以降の奨学生に係る奨学金について適用し、同日前に決定した奨学生に係る奨学金については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

奨学金貸与申請書

年 月 日

地方独立行政法人西都児湯医療センター理事長 殿

申請者

郵便番号 _____

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

生年月日 _____

電話番号 _____

私は、地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程により、奨学金の貸与を受けたいので、同規程の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1 在学する学校又は養成所

(1) 名 称 _____

(2) 所 在 地 _____

(3) 学 年 第 _____ 学年

(4) 入学年月日 _____ 年 月 日

(5) 卒業予定年月日 _____ 年 月 日

2 貸与申請期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

※ 添付書類

在学証明書

前学年の学業成績証明書（現に1年以上在学している者）

様式第2号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

地方独立行政法人西都児湯医療センター理事長 殿

私は、地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程を遵守することを誓います。

奨学生

奨学生番号 _____ 号
住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 印
生年月日 _____
電話番号 _____

私は、奨学金の返還が生じたときの債務を、本人と連帯してその責任を負います。

連帯保証人

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 印
生年月日 _____
電話番号 _____
職業（勤務先） _____
本人との続柄 _____

連帯保証人

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 印
生年月日 _____
電話番号 _____
職業（勤務先） _____
本人との続柄 _____

様式第3号（第10条関係）

返還免除申請書

年 月 日

地方独立行政法人西都児湯医療センター理事長 殿

奨学生

奨学生番号 _____ 号

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

私は、地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金規程第10条第3項の規定により、奨学金の返還の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 奨学金貸与期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

2 業務従事期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

様式第4号（第12条関係）

返還猶予申請書

年 月 日

地方独立行政法人西都児湯医療センター理事長 殿

奨学生

奨学生番号 _____ 号

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

私は、地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金規程第12条第2項の規定により、奨学金の返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 奨学金貸与期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

2 返還猶予希望期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

3 返還猶予の理由

※ 添付書類

返還猶予の理由の事実が確認（証明）できる書類

様式第5号（第14条関係）

奨学金貸与に関する届出書

年 月 日

地方独立行政法人西都児湯医療センター理事長 殿

届出者

ふりがな

氏 名 _____ 印

地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程第14条により、下記のとおり届け出ます。

記

1 奨学生

奨学生番号 _____ 号

ふりがな

氏 名 _____

2 届出の事由

- 退 学 休 学 復 学
 停 学 卒 業
 免許の取得
 奨学生の氏名の変更 奨学生の住所の変更
 連帯保証人の氏名の変更 連帯保証人の住所の変更
 連帯保証人の変更
 奨学生の死亡
 前学年の学業成績の報告
 その他 (_____)

※届出の事由の事実が確認できる書類を添付すること。